

## 地震などに備え、耐震への補助金制度をご活用ください

問 住宅建築課 建築係 市ホームページ  
 ☎ 69-2213  
 ☎ 63-4601



### 耐震改修等補助事業

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震性を上げる為の改修にかかる費用を補助します。

**補助金限度額** 上限100万円(代理受領制度適用対象事業)

**対象者** 耐震診断の結果、上部構造評点を0.7以上に上げる改修工事を行う木造住宅の所有者

**募集件数** 1件

**受付期間** 6月30日(月)の執務時間まで

※募集件数を超えた場合、抽選会を7月4日(金)11時に行います。

今年度から工事費の一時負担を軽減する代理受領制度が始まりました。



### 無料耐震診断・補強案作成事業

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断と補強案作成を行います。

**対象者** 木造住宅の所有者

**募集件数** 3件

**受付期間** 6月30日(月)の執務時間まで

※募集件数を超えた場合、抽選会を7月4日(金)10時に行います。



### ブロック塀等撤去補助事業

道路に面し、地震等で倒壊した場合、通行に支障の出るおそれがあるブロック塀等の撤去にかかる費用を補助します。

**補助金限度額** 上限10万円

**対象者** 撤去するブロック塀等の所有者で令和8年2月27日(金)までに撤去工事を完了する見込みのある方

**募集件数** 先着3件程度

**受付期間** 5月15日(木)～令和8年1月30日(金)

※予算額に達した場合、受付期間内であっても募集を終了します。

※撤去するブロック塀等の全体の状況がわかるもの(写真等)を持ってご相談ください。

※すでに工事に着手しているものは対象外です。



**受付場所** 住宅建築課

※各事業の申込書は、市ホームページに掲載しているほか、住宅建築課でお渡しします。

## 軽自動車税の車検用納税証明書の有効期限が延長されます

問 税務課 市民税係  
 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574

令和7年度から軽自動車税の車検用納税証明書の有効期限が1カ月延長されました。また、令和7年4月より2カ月前から車検を受けることができます。

### 有効期限

- 令和6年度まで→5月31日
- 令和7年度から→6月30日

※令和7年4月から全国的に納付確認が電子化され、原則車検用の納税証明書の提示は不要です。



## 令和7年度中にリフォームをお考えの方へ物価高騰対策住宅リフォーム事業補助制度をご活用ください

申 問 〒528-8502  
 水口町水口6053  
 商工労政課 商工労政係  
 ☎ 69-2188 ☎ 63-4087

### 【物価高騰対策住宅リフォーム事業補助制度(予算:4,200万円)】

区分	補助率	補助金額
一般	補助対象工事費の20%	上限 <b>10万円</b>
子育て		上限 <b>20万円</b> (基本額10万円に限度額10万円を加算)
福祉		上限 <b>10万円</b>
三世代	補助対象工事費の50%	上限 <b>30万円</b> (基本額10万円に限度額20万円を加算)
空き家		上限 <b>50万円</b> (基本額10万円に限度額40万円を加算)
農地付き空き家	補助対象工事費の20%	上限 <b>100万円</b> (基本額10万円に限度額90万円を加算)
カーボンニュートラル		上限 <b>10万円</b>

※同一年度内に複数の区分に申し込むことはできません。

※過去に住宅リフォーム補助金を受けたことのある住宅は対象外となります。(一部例外あり)カーボンニュートラルについては、過去に住宅リフォーム補助金を受けた方も対象となります。

※要件など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

### ＜加算事項＞

#### ■ Iターン・Uターン加算

(令和5年(2023年)4月1日以降を基準日として、市内へ転入する者)

Iターン	中学生以下の子どもと同居あり	上限に <b>100万円</b> 加算
	中学生以下の子どもと同居なし	上限に <b>20万円</b> 加算
Uターン	中学生以下の子どもと同居あり	上限に <b>50万円</b> 加算
	中学生以下の子どもと同居なし	上限に <b>10万円</b> 加算

Iターン…過去に1度も甲賀市に住民登録していない方  
 Uターン…3年以上市外に住民登録している方

#### ■ びわ湖材利用時加算

※使用するびわ湖材は、市内のびわ湖材取扱認定事業体に登録された事業者に限ります。

滋賀県産木材である『びわ湖材』を床や壁等の仕上げ材として10㎡以上、又は構造材として1㎡以上使用した場合、上限に**10万円**を加算します。

### ＜補助対象工事＞

以下①～③のすべてに該当する工事

- ①市内に本社がある業者(下請け業者含む)又は市内の個人事業主へ発注するリフォーム工事
- ②令和7年4月1日～令和8年3月31日までに着手、かつ完了可能な工事
- ③補助対象工事費が10万円以上の工事

※他の制度の補助工事は対象外です。(カーボンニュートラル以外)

※外構工事、市外業者による工事費用等補助対象外となる工事があります。

**申込期限** 5月30日(金)まで 郵送の場合は必着 ※予算額を超えた場合、公開抽選実施。

**申込方法** ●オンライン申請(申請フォーム)

- 窓口申請 必要書類を添えて、商工労政課または各地域市民センター窓口(空き家、農地付き空き家、カーボンニュートラルは除く)へご提出ください。



必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。